

磯子区制100周年記念名称使用に関する事務取扱要綱

制定 令和8年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、磯子区制100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、区民等により組織された団体等が行う磯子区制100周年を盛り上げるための事業等における「磯子区制100周年記念」の名称の使用に係る届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱は、実行委員会が主催する事業及び磯子区役所が主催する事業には適用しない。

(定義)

第2条 この要綱において「区民等」とは磯子区在住者に限らず、磯子区と深い関わりのある団体等の構成員を含めるものとする。

2 この要綱において「事業等」とは、学術、文化、芸術、芸能、教育、スポーツに関する事業、地域活動の推進に関する事業、地域産業の振興に関する事業、福祉に関する事業、保健衛生に関する事業その他これらに類する事業をいう。

3 この要綱において「団体等」とは、前項の事業等を実施する団体及び企業をいう。

4 この要綱において「記念名称」とは、「磯子区制100周年記念」をいう。

(届出の対象)

第3条 記念名称の使用の届出の対象となる事業等は、団体等が行う事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 磯子区制100周年を盛り上げるための事業であること。

(2) 磯子区民等を対象とする事業であること。

(3) 令和9年1月1日から12月31日までの間に実施する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、届出の対象としない。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するもの

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は代表者が暴力団員に該当する者が実施するもの

(4) その他磯子区制100周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が不適当と認めるもの

(届出)

第4条 記念名称の使用をしようとする者は、「磯子区制100周年記念名称使用届出書」（第1号様式）を委員長に提出しなければならない。なお、電子申請を用いた届出も可とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が認める事業については、届出を要しない。

3 第1項に掲げる届出は、行事の開催日のおおむね3週間前までに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(届出の受理及び使用)

第5条 委員長は、前条の届出があったときは、第3条の要件に適合する場合に当該届出を受理するものとする。

2 前項の規定により受理された場合、届出者は当該事業等において記念名称を使用することができる。

- 3 第1項の確認の結果、要件に適合しない場合は、委員長は届出者に対し、おおむね10日以内に「磯子区制100周年記念名称使用不受理通知書（第2号様式）」により通知するものとする。
- 4 第1項の規定により受理された事業については、各種媒体により公表することができる。
- 5 磯子区制100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用については、磯子区制100周年記念ロゴマーク取扱要綱（令和7年11月26日制定。以下「ロゴマーク取扱要綱」という。）によるものとする。なお、「磯子区制100周年記念名称使用届出書」（第1号様式）の提出をもって、ロゴマーク取扱要綱に定める磯子区制100周年記念ロゴマーク使用届出書（以下「ロゴマーク使用届出書」という。）の提出を兼ねるものとし、別途の提出は要しない。
- 6 届出者は、事業終了後、当該事業の実施状況が分かる写真（3枚程度）を電子データにより委員長へ提出するものとする。
- 7 前項により提出された写真は、実行委員会及び磯子区が広報その他磯子区制100周年記念事業に関する周知・記録のために使用し、公表することができるものとする。

（変更届）

第6条 前条の規定により届出をした者は、届出内容を変更する場合は「変更届」（第3号様式）を、速やかに委員長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

（使用の取消し）

- 第7条 委員長は、第5条の規定により受理した事業等について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、記念名称の使用を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の届出その他不正の手段による場合
 - (2) 正当な理由がなく届出内容と異なる事業を実施した、又は実施することが発覚した場合
 - (3) 法令に違反した場合
 - (4) その他委員長が不相当と認めた場合
- 2 前項の取消しは、必要に応じて過去に遡って効力を有するものとし、当該取消しに関して、実行委員会は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。
- 3 委員長は、第1項の規定により取消しを行った場合は、「磯子区制100周年記念名称使用取消通知書」（第4号様式）により届出者に通知するものとする。

（損害賠償）

- 第8条 実行委員会は、記念名称の使用に関連して生じた損害について一切の責任を負わない。
- 2 記念名称の使用者は、故意又は過失により実行委員会又は磯子区に損害を与えた場合、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

（事務局）

第9条 本要綱に関する事務は、実行委員会事務局（磯子区地域振興課）において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、実行委員会の解散をもって、その効力を失う。

磯子区制100周年記念名称使用届出書

令和 年 月 日

磯子区制100周年記念事業実行委員会 委員長

団 体 名	(フリガナ)
団体所在地	〒
代表者名	(フリガナ)
連絡担当者	(フリガナ)
電話番号	
Eメールアドレス	

次の事業について、「磯子区制100周年記念」の名称を使用したいので届出します。
届出にあたっては、裏面に記載のとおり届出の対象となる要件を全て満たすことを申告します。

※網掛けの項目は、必ず記入してください。

事業名	
実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
実施場所（会場）	
事業内容 (100周年の盛上げに係る 内容も記載)	(参加予定人数) 人
ロゴマーク使用 	☐ あり → 使用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日 (使用期間は令和9年12月31日までの期間としてください。) ☐ ロゴマーク使用届出書 別途提出済（令和 年 月 日） ☐ 本届出で、ロゴマーク使用届出書の提出とする。 ☐ なし
ロゴマークの 使用方法	該当する使用目的をチェックしてください。（複数回答可） ☐ 看板類 ☐ 印刷物（パンフレット等） ☐ 映像 ☐ 記念品類 ☐ その他（ ）
作成（配布）数	
のぼり旗の貸出 (原則、貸出しは1週間 程度で1枚、ポールの貸 出しなし。)	☐ 希望する 貸出希望期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (借出し、返却も含めた期間としてください。) ☐ 希望しない

申 告 書

次の項目を確認したらチェック（☑）をつけてください。

【届出した事業について】

項 目	チェック
当該事業は、磯子区制100周年を盛り上げるためのものです。	☐
当該事業は、磯子区民等を対象とするものです。	☐
当該事業は、令和9年1月1日から12月31日までの間に実施するものです。	☐
当該事業は、公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるものではありません。	☐
当該事業は、政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するものではありません。	☐
当該事業は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は代表者が暴力団員に該当する者が実施するものではありません。	☐

【届出後、受理された事業について】

項 目	チェック
各種媒体での公表について、了承します。	☐
磯子区ホームページで磯子区制100周年記念事業として紹介する際、 <u>届出の事業を紹介するホームページ等がある場合、リンク先とするURL</u> 《ホームページ等がない場合》 磯子区ホームページ等に、連絡先として掲載・公開してよい電話番号 (ない場合は記載不要) 電話：	

【事業終了後の報告及び写真の使用について】

項 目	チェック
事業終了後、事業の実施状況が分かる写真2～3枚を電子データで提出します。	☐
提出した写真が、磯子区及び実行委員会の広報等に使用・公表されることについて 了承します。	☐

第2号様式（第5条）

令和 年 月 日

（団体名）

（代表者）様

磯子区制100周年記念事業実行委員会
委員長

磯子区制100周年記念名称使用不受理通知書

令和 年 月 日に届出のありました事業について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

1 事業名

2 決定内容
不受理とします。

3 理由

担当

電話

FAX

Eメール

変 更 届

令和 年 月 日

磯子区制100周年記念事業実行委員会 委員長

団 体 名	(フリガナ)
団体所在地	〒
代表者名	(フリガナ)
連絡担当者	(フリガナ)
電話番号	
Eメールアドレス	

先の届出について、次のとおり内容を変更します。

事業名	
実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
変更内容	
変更理由	

令和 年 月 日

（団体名）

（代表者）様

磯子区制100周年記念事業実行委員会
委員長

磯子区制100周年記念名称使用取消通知書

このたび、磯子区制100周年記念事業実行委員会が受理した事業について、磯子区制100周年記念名称使用の取消しを決定したので通知します。

1 事業名

2 理由

担当：

電話：

FAX：

Eメール：